

調査書並びに学習成績分布表及び個人成績一覧表の作成

調査書並びに学習成績分布表及び個人成績一覧表の作成に当たっては、各中学校において、校長を委員長とし、学年主任、学級担任等を委員とする作成委員会を組織し、次に示す調査書並びに学習成績分布表及び個人成績一覧表作成上の注意に従って厳正に作成しなければならない。

調査書作成上の注意

- 1 調査書の記入に当たっては、中学校生徒指導要録の「記入上の注意」を参考とする。
- 2 令和5年12月末日現在で作成する。また、記入事項がない場合には記号「/」を記入するか、斜線（/）を引くか、又は「特記事項なし」と記入して、空欄は残さない。
なお、パソコン、ゴム印等を用いてもよい。
- 3 *印の欄は、記入しない。
- 4 各項目の記入
 - (1) 学籍の記録
平成・令和の別、入学・転入学・編入学の別、及び卒業見込み・卒業の別については、該当する文字を○で囲むこと。
 - (2) 教科の学習の記録
ア 第1学年及び第2学年の教科の評定は、中学校生徒指導要録記載のものを転記する。
イ 第3学年の教科の評定は、目標に準拠した5段階評価とし、必修教科（外国語については必修及び全ての生徒が共通に履修するもの。）について、記入する。
また、過年度卒業者については、中学校生徒指導要録記載のものを転記し、併せて、最近の転入学等のため転入学前の中学校等の評定による者については、その評定を記入し、それぞれその旨を備考の欄に記入する。
なお、他都道府県からの志願者（埼玉県又は茨城県の本県隣接学区内の公立中学校に在籍する者を除く。）については、当該都道府県所定の段階と配分によったものを記入してもよい。ただし、その場合は、その旨を備考の欄に記入する。
ウ 教科の評定の合計の欄には、各学年の各教科の評定の合計値を記入し、全学年の計の欄には、第1学年から第3学年までの各教科の評定の合計値を記入する。
エ 備考の欄には、各教科について特記すべき事項があれば記入するものとし、各教科の評定に一つでも記号「/」又は斜線（/）の記入がある者については、その理由等を記入する。また、観点別学習状況の評価について特記すべき事項があれば記入する。
 - (3) 総合的な学習の時間の記録
総合的な学習の時間の学習活動を記入する。
 - (4) 出欠の記録
不登校の生徒が適応指導教室等学校外の施設において相談・指導を受け、そのことが当該生徒の学校復帰のために適切であると校長が認め、出席扱いとした場合には、欠席の主な理由等欄に、出席扱いとした日数及び生徒が通所又は入所した学校外の施設名を記入する。
 - (5) 行動の記録
「基本的な生活習慣」等の項目に対する評定の欄は、各教科、特別活動、総合的な学習の時間、その他学校生活全体にわたって認められる生徒の行動について、第3学年のそれぞれの項目ごとにその趣旨に照らして十分満足できると判断される場合には、○印を記入する。また、そうでないと判断される場合については、記号「/」を記入するか、斜線（/）を引き、空欄は残さない。

- (6) 特別活動の記録
特別活動の記録については、項目ごとに、生徒の活動状況等で顕著な事実があれば記入する。
 - (7) 部活動の記録
部活動においては、活動期間の長いものから具体的に記入する。なお、それぞれ活動期間を（3年間）、（1～3年）などと記入する。また、大会等の成績についても記入する。
 - (8) 特記事項
 - ア 取得資格、学校内外における奉仕活動、表彰を受けた行為や活動、運動能力測定の記録など特記すべき事項があれば記入する。
 - イ 編入学、就学猶予、原級留置に該当する場合はその旨と事由を、過年度卒業の場合は卒業後の状況を記入する。
 - (9) 総合所見
下記のア～オについて、200字を超えない程度で記入する。
 - ア 各教科の学習や総合的な学習の時間に関する所見
 - イ 行動に関する所見
 - ウ 特別活動に関する所見
 - エ 進路指導に関する事項
 - オ その他
- 5 中学校卒業後、5年を経過した者については、調査書に代えて卒業証明書を作成する。

学習成績分布表作成上の注意

- 1 学習成績分布表（様式2の(1)）の提出については、千葉県内の公立中学校及び埼玉県又は茨城県の本県隣接学区内の公立中学校に在籍する者のみとする。
- 2 学習成績分布表における各教科の評定の記載は、**調査書作成上の注意**の4の(2)による。
また、入学志願者の各教科の評定は、調査書中の各教科の評定と同じでなければならない。
- 3 学習成績分布表は、卒業の見込みのない者、最近の転入学等のため転入学前の中学校等の評定による者及び特別支援学級の評価を受けた教科がある者を除いた第3学年に在籍する生徒のうち、中学校評定合計平均値に加えた生徒についての集計表である。
なお、各段階の百分率は、小数第1位まで（小数第2位を四捨五入）記入する。
また、中学校評定合計平均値の欄には、当該志願者の在籍する中学校の第3学年（義務教育学校にあっては、後期課程の第3学年）に在籍する生徒の調査書中の国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語（外国語については必修及び全ての生徒が共通に履修するもの。）の評定の全学年の合計値の平均値を整数（小数第1位を四捨五入）で記入する。

個人成績一覧表作成上の注意及び中学校評定合計平均値の事前確認（県内の公立中学校のみ）

- 1 個人成績一覧表（様式2の(2)）の提出については、千葉県内の公立中学校に在籍する者のみとする。
- 2 個人成績一覧表は、卒業見込みのない者及び特別支援学級在籍者のうちで志願しない者を除いた第3学年に在籍する生徒全員（最近の転入学等のため転入学前の中学校等の評定による者及び特別支援学級在籍者のうちで志願する者を含む。）について記入する。
 - (1) 一覧表番号の欄には、表に記入されている者全員について、一連番号を記入する。
 - (2) 学級1枚としてもよい。
 - (3) 中学校評定合計平均値に加えた者については、教科の全学年の計の合計値を評定合計の欄に、また、中学校評定合計平均値に加えていない者については、教科の全学年の計の合計値を参考値の欄にそれぞれ記入する。
 - (4) 備考の欄には、中学校評定合計平均値に加えていない者について、その理由を記入する。
- 3 中学校の校長は、令和5年12月末日現在で作成した個人成績一覧表の印刷物及び電子データ（Microsoft®Excel®で作成）を、令和6年1月12日（金）必着で教育事務所長（ただし、千葉市立の中学校については、千葉市教育委員会教育長）に提出する。
- 4 各教育事務所長及び千葉市教育委員会教育長は、管内又は管下の中学校について中学校評定合計平均値等を確認し、その結果を令和6年1月19日（金）までに各中学校の校長及び千葉県総合教育センター所長に報告する。
- 5 中学校の校長は、各教育事務所長又は千葉市教育委員会教育長の確認を受けた中学校評定合計平均値を学習成績分布表の所定の欄に記入する。

県立高等学校通学区域に関する規則

(昭和49. 8. 23教育委員会規則第9号)

(趣旨)

第1条 この規則は、県立の高等学校（以下「高等学校」という。）の通学区域（以下「学区」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(学区)

第2条 全日制の課程の普通科の学区は、千葉県立千葉女子高等学校及び千葉県立木更津東高等学校以外の高等学校にあつては別表のとおりとし、千葉県立千葉女子高等学校及び千葉県立木更津東高等学校にあつては県内全域とする。

2 全日制の課程の専門教育を主とする学科（専攻科を含む。）及び総合学科並びに定時制の課程の学区は、県内全域とする。

(入学の志願)

第3条 高等学校に入学しようとする者（以下「志願者」という。）は、次の各号に掲げる学区内の高等学校を志願しなければならない。

(1) 志願者及び保護者（親権者又は後見人をいう。）の居住する市町村が属し、かつ、志願者の在籍する中学校若しくは義務教育学校又は志願者の卒業した中学校若しくは義務教育学校の所在する市町村（以下「所在市町村」という。）が属する学区

(2) 前号に掲げる学区に隣接する学区

2 学校教育法（昭和22年法律第26号）第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を行う中学校に在学する者であつて当該中学校における教育と一貫した教育を行う高等学校に入学しようとするものは、前項の規定にかかわらず、当該高等学校を志願することができる。

(転、編入学)

第4条 前条第1項の規定は、所在市町村に係る事項を除き、高等学校に転学又は編入学しようとする者に準用する。

(志願の特例)

第5条 前2条の規定により志願すべき高等学校を決めることができない者又は特にやむを得ない事情のある者は、千葉県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の承認を受けていずれかの学区内の高等学校を志願することができる。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は教育長が別に定めるものとする。

附 則 (抄)

(施行期日)

1 この規則は、昭和49年12月1日から施行する。

(公立高等学校通学区域に関する規則の廃止)

2 公立高等学校通学区域に関する規則（昭和31年千葉県教育委員会規則第20号）は、廃止する。

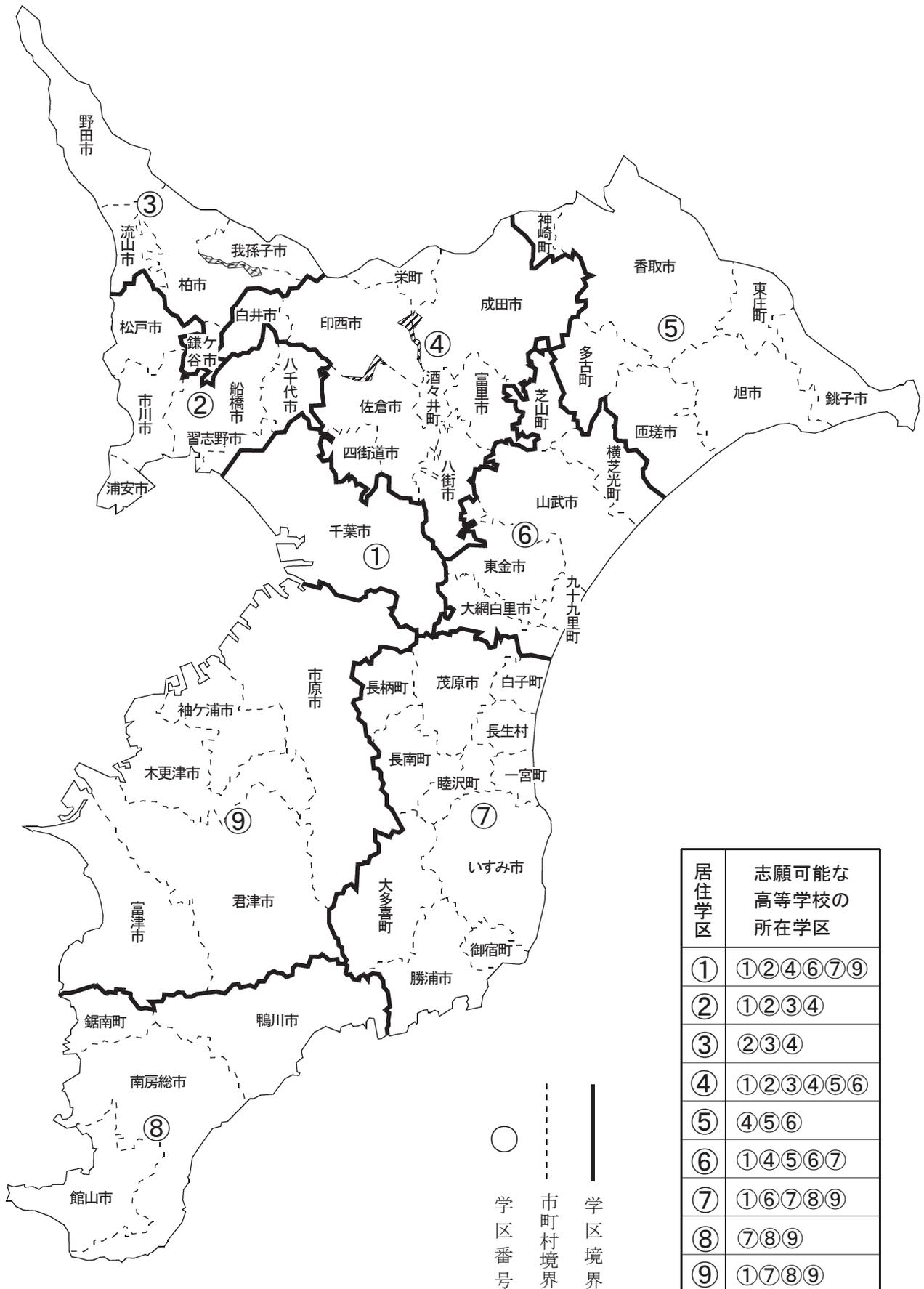
附 則 (平成28年3月31日教育委員会規則第7号)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表 (第2条第1項)

番号	学区名	所 属 市 町 村 名
1	第1学区	千葉市
2	第2学区	市川市 船橋市 松戸市 習志野市 八千代市 浦安市
3	第3学区	野田市 柏市 流山市 我孫子市 鎌ヶ谷市
4	第4学区	成田市 佐倉市 四街道市 八街市 印西市 白井市 富里市 印旛郡内全町
5	第5学区	銚子市 旭市 匝瑳市 香取市 香取郡内全町
6	第6学区	東金市 山武市 大網白里市 山武郡内全町
7	第7学区	茂原市 勝浦市 いすみ市 長生郡内全町村 夷隅郡内全町
8	第8学区	館山市 鴨川市 南房総市 安房郡内全町
9	第9学区	木更津市 市原市 君津市 富津市 袖ヶ浦市

県立高等学校全日制の課程普通科通学区域図



千葉県県立高等学校入学志願の特例に関する規程

(昭和49. 10. 18教育委員会教育長告示第2号)、(最終改正 平成16. 5. 28教育委員会教育長告示第5号)
(趣旨)

第1条 この告示は、県立高等学校通学区域に関する規則(昭和49年千葉県教育委員会規則第9号。以下「規則」という。)第6条の規定により、規則第5条の規定による志願の特例について必要な事項を定めるものとする。

(承認権限の委任)

第2条 千葉県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)は、規則第5条に規定する承認の権限を入学の志願を受ける高等学校の校長に委任する。

(承認に係る手続)

第3条 前条に規定する高等学校の校長の承認を受けて入学を志願しようとする者は、次の各号に掲げる書類を入学願書に添えて当該校長に提出しなければならない。ただし、隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定及び細部協定に基づき、埼玉県又は茨城県の本県隣接学区内から本県のそれぞれに隣接する学区内の高等学校を志願する場合は、この限りではない。

- (1) 当該高等学校を志願することのやむを得ない事情を証する在籍(出身)中学校長等の証明書
- (2) 入学後当該学区内から通学させる旨を証する保護者の誓約書
- (3) 千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項に定める書類
- (4) その他当該校長が必要と認める書類

(承認の取消し)

第4条 校長は、前条の書類を提出して承認を受けた者が虚偽の方法により承認を受けたものであることが明らかになったときは、その承認を取り消すものとする。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。